

小牧市議会議案第48号

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月16日提出

小牧市議会議員	長	田	淳
同	上	加藤	晶子
同	上	小沢	国大
同	上	谷田貝	将典
同	上	木村	哲也
同	上	澤田	勝巳

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則

小牧市議会会議規則（昭和45年小牧市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、議員活動と家庭との両立を支援する環境づくりのため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会会議規則の一部を改正する規則案のあらまし

- 1 本会議及び委員会の欠席事由として、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を明記する。(第2条及び第89条関係)
- 2 出産のため、本会議及び委員会に出席できない期間(出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで)を明らかにする。(第2条及び第89条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行する。